



熊本県公報

号外 第34号
令和7年(2025年)
7月3日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 選挙運動に関する支出金額の制限額……………(選挙管理委員会) 1
- 直接請求の連署基準数……………(") 1
- 直接請求の連署基準数……………(") 1

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院熊本県選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

42, 277, 800円

熊本県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

その総数の50分の1 28, 582

その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 278, 632

熊本県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

その総数の3分の1の数

選挙区名

熊本市第二選挙区 61, 548

八代市・八代郡選挙区 36, 148

人吉市選挙区 8, 409

荒尾市選挙区 13, 829

水俣市選挙区 6, 238

玉名市選挙区 17, 358

天草市・天草郡選挙区 22, 490

山鹿市選挙区 13, 608

菊池市選挙区 12, 814

宇土市選挙区 10, 002

上天草市選挙区 6, 892

宇城市・下益城郡選挙区 18, 244

阿蘇市選挙区 6, 772

合志市選挙区 16, 967

玉名郡選挙区 10, 562

菊池郡選挙区	2 1 , 1 9 0
阿蘇郡選挙区	9 , 6 9 5
上益城郡選挙区	2 3 , 1 8 0
葦北郡選挙区	5 , 5 4 6
球磨郡選挙区	1 3 , 6 8 9
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	1 3 7 , 2 5 6